

福祉新聞 2010 年 12 月 20 日（月）

< 障害者制度改革に疾走 >

審議なく支援法改正で混乱も

障害関係の 2010 年は、制度改革に疾走した 1 年間という印象だ。その助走に当たる象徴的な出来事がまず 1 月に起きている。

一つは、障害者自立支援法の違憲性を障害者らが全国 14 地裁で国と争った訴訟を巡り、訴訟団と厚生労働省が和解の合意文書を交わし、「障害者の尊厳を傷つけた」、「自立支援法を廃止する」などと確認されたこと。もう一つは、全大臣で構成する障がい者制度改革推進本部の下に当事者が参画する障がい者制度改革推進会議が設置され、障害者権利条約の批准に向けた国内法制度の見直しが本格的に始まったことだ。

これからの障害者施策は当事者の声が無視されるような役所都合の立案であってはならない、政策立案の指針は日本も批准を目指す権利条約である、と年の初めに軸を通すことができたと言えよう。



障害者ら55人の構成員が参加する総合福祉部会

推進会議は、半年かけて議論し、障害者基本法を障害者の権利を明確にした法に改正する（2011 年国会提出）、自立支援法を廃止し障害者総合福祉法を制定する（2012 年提出）、障害者差別禁止法を制定する（2013 年提出）という骨格を作り本部に意見。閣議決定を受けた（6 月）。

また、総合福祉法をつくるため、省庁の審議会や検討会では例を見ない 55 人という大所帯の総合福祉部会が発足（4 月）。一部の人で決めず、侃々諤々やった方が納得いくものができると思いたい。

現に、この部会は短期間ながら「新法実施前に早急に対応すべき課題」をまとめあげ政府に提言した（6 月）。会合中あれもこれもと要求は噴出したが、要点を絞る時の「1 を

2にするより、0を1にすることを優先しよう」という着地の仕方は見事だった。

こうした当事者参画の手法を画餅としないため、推進会議・部会では手話や要約筆記など情報保障を徹底し、知的障害のある人が議論についていけない時はイエローカードを出すなど、合理的配慮を実践。本物の議論の土俵を作って見せたことも特筆に値する。

ただ、自立支援法に関しては、廃止と新法制定の方針が決まっていながら振り向された感がある。

5月、自民党と公明党が議員立法で自立支援法改正案を通常国会に提出。民主党も対案を出したが、最終的には3党ですり合わせた法案が審議され、当時の鳩山由紀夫・首相が辞任し国会空転という予想外のことが起きなければ6月に成立の見込みだった。この改正法案は11月に臨時国会へ再提出され、12月に成立した。

改正内容には賛否両論あるが、どう新法につなぐのか審議をほとんどせず成立した点で政治に不信感を残したのではないだろうか。

また、様々な調査結果からは、現場の混乱を避け、かつ障害者の生活実態を反映した制度改革が求められることが指摘された。

自立支援法関係の厚労省調査では、2006年に自己負担が理由で施設の利用をやめた1172人を追跡したところ、把握できた902人のうち37%は2009年12月時点で利用を再開していないと分かった(4月)。新体系サービスに移行した事業者の割合が4月現在で54%になったものの、今後の新法実施に向けた動向がはっきりしないことから様子見の事業者がいる様子も分かった(7月)。

また、2009年度にハローワークで職業紹介を受けた障害者の就職件数が4年連続で4万件を超えたという厚労省発表(5月)もあったが、労働政策と福祉政策が分断され、労働者としての権利を保障されない障害者がたくさんいる問題は解決に至っていない。

さらに2010年版障害者白書では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」と答えた障害者が86%に上る調査結果が示された(6月)。

一方、制度改革は障害者と省庁の綱引きのような格好にもなった。例えば、文部科学省は権利条約が規定したインクルーシブ教育へ舵を切るのか検討(7~12月)したが、「障害の有無で行く学校を分け、障害者から権利を奪ってきた」制度にメスが入らなかった点で不満が残る。

しかし推進会議のもと11月には差別禁止部会が設置された。差別禁止法の制定を目指し社会を洗い直す議論が広がることを期待したい。

この1年はまるで短距離走の勢いだったが、制度改革は息長く走り続ける必要がある。来年も持久戦だ。



新法の実現を求める障害者ら